

墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）概要

1 特定個人情報及び情報提供等記録の取扱い

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定（25.5.31 公布、27.10.5 一部施行。以下「番号法」という。）により、地方公共団体において保有する特定個人情報及び情報提供等記録（ ）の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることとされることに伴い、当該措置について次のように定める。

特定個人情報 ... 個人番号を含む個人情報をいう。

情報提供等記録... 情報提供ネットワークシステム（関係機関の間で特定個人情報の授受を行うシステム）を介して特定個人情報を授受するときに記録される記録に含まれる特定個人情報をいう。

(1) 特定個人情報の取扱い

事 項	取 扱 い
目的外利用	次の場合を除き、目的外利用をしてはならない。 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
外部提供	次の場合を除き、外部提供をしてはならない。 ・本人等に必要な限度で提供するとき。 ・情報提供ネットワークシステムを使用して番号法に定める範囲で提供するとき。 ・他の機関にその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき等
自己情報の削除請求	次の場合、自己情報の削除請求をすることができる。 ・適正な収集等がなされずに収集し、又は記録されたものであるとき。 ・番号法に定める範囲を超えて収集し、又は保管されたものであるとき。 ・番号法に定める範囲を超えて作成されたものであるとき。
自己情報の目的外利用及び外部提供の中止請求	次の場合、自己情報の目的外利用及び外部提供の中止請求をすることができる。 ・上記の目的外利用又は外部提供の規定に反して目的外利用又は外部提供がされているとき。

(2) 情報提供等記録の取扱い

事 項	取 扱 い
目的外利用	いかなる場合も目的外利用をしてはならない。
外部提供	特定個人情報の外部提供ができる場合を除き、外部提供をしてはならない。
自己情報の削除請求	いかなる場合も自己情報の削除請求はできない。
自己情報の目的外利用及び外部提供の中止請求	いかなる場合も自己情報の目的外利用及び外部提供の中止請求はできない。

2 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部改正

上記 1 の改正により引用条文に移動が生ずることに伴い、所要の規定整備をする。

3 施行期日

1 の(1)及び 2 は本年 10 月 5 日、1 の(2)は番号法附則第 1 条第 5 号に定める日